

2024年2月号トピックス

仏暦 2565(2022)年民商法典改正法（第 23 号）により改正された 省令案 2 件

仏暦 2565(2022)年民商法典改正法（第 23 号）により改正された省令案 2 案が閣議承認され、以下の重要事項が決定された。

1. 有限会社が株主に対して株券を発行している場合の、電子媒体による株主総会招集通知の広告に関する省令案(仏暦 XX 年)の要約:

民商法典第 1175 条第 1 段落にもとづく、株主に対して株券を発行している株式会社(無記名株式)がある場合の、総会招集通知の広告方法を以下の通りとする。

- 1) 従来の株主総会招集通知方法 : 新聞に公告掲載
- 2) 新しい株主総会招集通知方法 : 新聞または電子媒体に掲載

2. 合併に反対する株主が存在し、株式買取価格について合意できない場合の、鑑定人選任に関する省令案(仏暦 XX 年):

民商法典第 1239/1 には従来、鑑定人の選任に関する規定はなかったが、以下の内容に変更する。

第 1239/1 条第 2 段落 条文では、会社を合併するとの特別決議を行った際、少数株主が合併に反対した場合の取り扱いについて、次のように規定している。第 1 段階として、合意した価格で、反対株主の株式を合意した価格で買い取る買い手を手配する。ただ、第 1 段階で合意に達しなかった場合は、省令で定める規則、手続き、条件に従って鑑定人を選任し、鑑定人が決定した株価を用いる。

民商法典にもとづき、一部の株主が合併に反対した場合の特別決議による鑑定人を任命するとき、1) 従来は鑑定人の任命について、規定がなかった。2) 新たに鑑定人を任命する場合、以下の 3 段階を経て実施する:

第 1 段階 : 会社は、合併に反対する少数株主の株式を、合意した価格で買い取る買い手を手配する。

第 2 段階 : 合併に反対する少数株主が株式買取価格に合意しない場合、鑑定人が決定した価格を用いる。会社は、タイ公認会計士など、指定された規則、手続き、条件に従って鑑定人を手配する。

第 3 段階 : 合併に反対する少数株主が、株式売却の申し出を受けた日から 14 日以内に株式売却を受け入れなかった場合、会社は合併を進めてもよい。また、当該少数株主は合併する会社の株主とみなされる。

訳者追補:

省令案は一般に、閣議決定後、下院での審議(209 日)、上院での審議(133 日:上院が同意した場合、233 日:上院が同意しなかった場合)を経て、国王の署名後、公布される。

日本語訳 : 南堂知子